

2018年3月19日

国立市議会議長 大和祥郎 様

提出者 重松 朋宏

〃 藤田 貴裕

〃 高原 幸雄

〃 住友 珠美

賛成者 望月 健一

〃 尾張美也子

議案の提出について

議員提出第 4 号議案

働く者の立場から、長時間労働を是正する
真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

働く者の立場から、長時間労働を是正する 真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）

政府は、反対の声が強い高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制の対象業務拡大をセットにした「残業代ゼロ（定額働かせ放題）」法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制法案を一本化し、「働き方改革」関連法案として、今国会（第196回常会）への提出・成立を目指している。

労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規制を取り払う高度プロフェッショナル制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなる。また、裁量労働制の対象業務の拡大は、働く者を時間と体力の限界を超えて働かざるを得ない立場に追い込みかねない。

また、法案では、残業時間の上限規制を、これまでの月45時間、年間360時間を原則としつつも、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6カ月の平均で休日労働を含めて月80時間、1カ月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めており、過労死ラインの残業も容認し、長時間残業に「お墨つき」を与えかねない。

国会審議を通じて裁量労働制に関する厚生労働省調査に不適切なデータが発覚し、政府は、裁量労働制の対象業務拡大部分を関連法案から削除し、施行日はそのまま別法案として提出を先送りすることを表明した。

そもそも「働き方改革」関連法案は、労働規制の強化と緩和という真逆の方向性を持つ条項を抱き合わせにした結果、「企業にとって柔軟な働かせ方」、「企業にとっての生産性向上」という視点が前面に出ており、労働者の長時間・過密労働を抑制し、生活できる賃金とワーク・ライフ・バランスをどう保障するかという視点が弱い。労働時間は働く者にとって最も基本的な労働条件であり、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールである労働条件規制を揺るがすことがあってはならない。痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題になっている我が国においては、全ての労働者がワーク・ライフ・バランスを確保しながら健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそ求められている。

これまでも国立市議会は2015年3月17日、高度プロフェッショナル制度の導入反対や労働規制の強化を求める「労働者保護ルール見直しに対し慎重な対応を求める意見書」を可決し、関係機関に送付してきた。よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求める。

記

- 1．労働政策審議会の労働条件分科会における労働側意見を踏まえ、高度プロフェッショナル制度の創設や裁量労働制の対象業務の拡大を行わないこと
 - 2．過労死ラインの残業を容認する上限規制の導入ではなく、労使協定による時間外労働の上限を15時間/週、45時間/月とする「厚生労働大臣告示」を法律へ格上げすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2018年3月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、働き方改革担当大臣
衆議院議長、参議院議長